

原小学校いじめ対策方針（基本方針）

本方針は、「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、および適切な事後対応を行うための基本的なルールを定めたものです。

1. 基本理念

いじめは絶対に許さない

いじめは、生徒の心身に深い傷を負わせる重大な人権侵害であり、いかなる理由があっても決して許されません。

学校全体の課題として対応

特定の教員だけでなく、全教職員が一致団結し、家庭や地域、関係機関（警察、児童相談所等）と連携して対応します。

被害生徒を徹底的に守る

いじめられた生徒の安全を最優先に確保し、寄り添った支援を行います。

2. いじめの定義（法律に基づく）

本方針における「いじめ」とは、以下のすべてを満たすものを指します。

- ・本校に在籍する生徒に対して行われること
- ・一定の人的関係（同じクラス、部活、SNSのつながり等）にある他の生徒からの心理的・物理的な攻撃であること
- ・対象となった生徒が「心身の苦痛を感じているもの」であること

※けんかやふざけ合いに見えても、本人が苦痛を感じていれば「いじめ」として扱います。また、インターネットやSNS上の誹謗中傷も含まれます。

3. いじめの未然防止

いじめを生み出さない土壌づくりを日常的に行います。

良好な集団づくり	互いを認め合い、尊重し合える学級経営・部活動指導を行います。
人権教育・情報モラル教育の推進	道徳の授業やホームルームを通じて、他者への思いやりや正しいSNSの利用方法を指導します。
ストレスへの対処	生徒がSOSを出せる環境を整え、ストレスへの適切な対処法（コーピング）を指導

4. いじめの早期発見

いじめを隠蔽せず、小さな兆候を見逃さない体制を整えます。

定期的なアンケート・面談	学期ごとのアンケート調査および個別面談を確実に実施します。
日常的な観察	教職員は、生徒の言動、表情、欠席状況、交友関係の変化に常に気を配ります。
相談窓口の周知	学校内の相談窓口（スクールカウンセラー等）や、外部の24時間相談窓口を生徒・保護者に継続的に周知します。

5. いじめ発見時の対応（早期対応）

いじめの疑いがある場合は、速やかに以下の手順で対応します。

① 安全確保	直ちに被害生徒の安全を確保し、心のケアを行います。
② 事実確認	特定の教員で抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」を中心に、複数の教職員で客観的かつ迅速に事実関係を調査します。
③ 指導と支援	状況に応じて被害児童を支援します。
④ 加害生徒へ	いじめの事実を認めさせ、毅然とした態度で指導を行うとともに、背景にある課題の解決を支援します。
⑤ 周囲の生徒へ	傍観者にならないよう指導し、学級全体の雰囲気改善を図ります。
⑥ 保護者への連絡	被害・加害双方の保護者に速やかに事実を報告し、協力を求めます。

6. 重大事態への対応

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」「長期間欠席を余儀なくされている疑い」がある場合は、「重大事態」として直ちに教育委員会へ報告します。その後、外部の専門家を交えた調査組織を立ち上げ、徹底した事実調査と再発防止策の策定を行います。

7. 学校いじめ対策組織

本校に、校長を責任者とする「学校いじめ対策委員会」を設置します。

構成メンバー	校長・教頭・生徒指導担当・学年主任等
役割	いじめ情報の集約、事実確認、対応方針の決定、関係機関との連携、および本方針の定期的な見直しを行います。